

みなさんの歴史散歩

かどだいらこうさつば
門平高札場

法令などを
掲示した場所



社会教育担当 馬場 No.4



高札とは、幕府などの統治者が定めた規則や禁止事項を住民に周知徹底させるため、往来が多い場所や村の中心部などに掲げた板書きのことです。江戸時代に盛んに利用されました。主なものとしては、毒薬作りなどを禁じる毒薬札や、火付者を発見したら申し出る

ことなどを書いた火付札などがあります。高札場とは、この高札を掲示した場所のことです。高札は墨で文章が書かれていたため、雨ざらしにならないように、屋根のある構造となっています。

門平高札場の年代

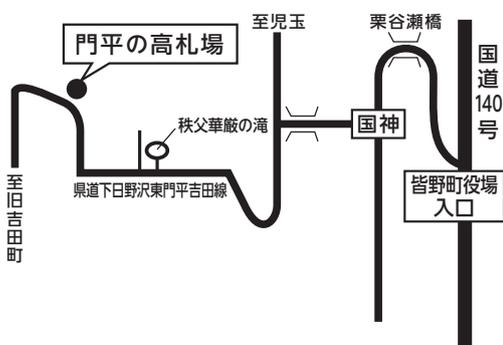
門平高札場は、江戸時代の上日野沢村の高札場として建てられたものです。江戸時代に編さんされた武蔵国の地誌『新編武蔵風土記稿』の上日野沢村の条には、「高札場 村ノ北ニアリ」と、この高札場についての記述があります。また、この『新編武蔵風土記稿』によると、皆野村や三沢村、大瀬村などにも高札場の記述があり、江戸時代には各所に高札場があったことがうかがえます。

門平高札場の構造

石積の壇上に建っており、周囲に木柵が巡らされています。中央に約50センチメートル四方の大きな石を置き、壇上の工作物を安定させています。現在、この石の上には石祠があります。屋根はもともと杉皮葺でしたが、昭和四十八年の修復の際に亜鉛葺になりました。

当時掲げられていた高札は、なくなってしまうため、現在は複製したものを掲示しています。

門平高札場は、一部に補修はあるものの、建物の当初の原形がほぼそのまま保存されており大変貴重なため、昭和四十六年に県指定史跡に指定されました。



国民年金保険料の免除制度

経済的な理由や災害などにより保険料を納めることが困難なときは、申請し承認されると保険料が免除されます。

○免除の内容

保険料の納付が免除(全額・4分の3・半額・4分の1)されます。本人・配偶者・世帯主の前年所得による審査があります。

免除の対象期間は、7月から翌年の6月までの1年間です。

○納付猶予

50歳未満のかた(学生を除く)で、本人および配偶者

の所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

○申請

申請先は町民生活課保険年金担当です。

過去2年1か月前の分までさかのぼって申請ができます。申請書は1年度分ごとに1枚提出することになります。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27-6560
町民生活課 保険年金担当 ☎62-1232